

佐賀県規則第32号

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和59年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)</p> <p>第17条 略</p>	<p>(技能習得手当に相当する退職手当等の支給手続)</p> <p>第17条 略</p> <p><u>(条例第10条第10項第2号に規定する知事が定める者)</u></p> <p><u>第17条の2 条例第10条第10項第2号アに規定する知事が定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。</u></p> <p><u>(1) 雇用保険法第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員(退職した条例第2条第1項に規定する職員(同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。)をいう。以下この項において同じ。)であって、同法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p><u>(2) 雇用保険法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県又は行政執行法人(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人をいう。次号において同じ。)の事務又は事業を雇用保険法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの</u></p> <p><u>(3) 雇用保険法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を同法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた県又は行政執行法人の事務又は事業を同法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば同法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当す</u></p>

改正前	改正後
	<u>るもの</u> <u>2 条例第10条第10項第2号イに規定する知事が定める者は、前項第2号に定める者とする。</u>

様式第4号(表)及び様式第5号(第1面)中

「 技能 習得 手当 」	受講手当	支給開始	年 月 日	を 」	受講手当	支給開始	年 月 日	に改める。
		日額	円			日額	円	
	特定職種受講手当	支給開始	年 月 日		通所手当	支給開始	年 月 日	
		月額	円			月額	円	
	通所手当	支給開始	年 月 日					
		月額	円					

様式第12号(表)中

「	通所日数	特定職種受講日数	寄宿日数	」	を「	通所日数	寄宿日数	」	に
---	------	----------	------	---	----	------	------	---	---

改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
様式第13号(第18条関係) (表) 略 (裏) 注意事項 1 この申告書は、受給資格証を添えて任命権者に提出すること。 2～6 略	様式第13号(第18条関係) (表) 略 (裏) 注意事項 1 この申請書は、受給資格証を添えて任命権者に提出すること。 2～6 略
様式第20号(第24条関係) (表)	様式第20号(第24条関係) (表)

改正前	改正後																
<p>略</p> <table border="1" data-bbox="232 300 1099 632"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="232 300 1099 341">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 341 770 549"> 6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1箇月である場合に、安定所又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか </td> <td data-bbox="770 341 1099 549">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="232 549 770 587">略</td> <td data-bbox="770 549 1099 587">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="232 587 1099 632">略</td> </tr> </table> <p>(裏)</p> <p>注意事項</p> <p>1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（就業手当等））中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（就業手当等））に失業認定申告書と一緒に受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。</p> <p>ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によって申請しても差し支えないこと（この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。）。この場合において、代理人による申請の場合は、委任状を添付すること。</p> <p>（注） 就業手当の支給対象となる職業に就いた（就業した）場合とは、失業認定申告書裏面注意書4に記載した「就職又は就労」に該当し、かつ、安定した職業（ ）以外に就業し</p>	略		6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1箇月である場合に、安定所又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか	略	略	略	略		<p>略</p> <table border="1" data-bbox="1160 300 2027 632"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1160 300 2027 341">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 341 1697 549"> 6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1箇月である場合に、安定所、<u>地方公共団体</u>又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか </td> <td data-bbox="1697 341 2027 549">略</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 549 1697 587">略</td> <td data-bbox="1697 549 2027 587">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1160 587 2027 632">略</td> </tr> </table> <p>(裏)</p> <p>注意事項</p> <p>1 この申請書は、原則として、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間＝支給対象期間（<u>就業手当に相当する退職手当等</u>））中に職業に就いた（就業した）場合（注）、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（<u>就業手当に相当する退職手当等</u>））に失業認定申告書と一緒に受給資格証又は特例受給資格証を添えて提出すること。</p> <p>ただし、就職して被保険者資格を取得した場合など、その就職以後失業の認定を受ける必要のない方については、その後の支給申請を支給対象期間ごとに行うこととした場合の確認日から次の確認日の前日までの間に代理人又は郵送によって申請しても差し支えないこと（この場合、「次回申請日」欄を確認の上、その日までに支給申請を行うこと。）。この場合において、代理人による申請の場合は、委任状を添付すること。</p> <p>（注） <u>就業手当に相当する退職手当</u>の支給対象となる職業に就いた（就業した）場合とは、失業認定申告書裏面注意書4</p>	略		6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1箇月である場合に、安定所、 <u>地方公共団体</u> 又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか	略	略	略	略	
略																	
6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1箇月である場合に、安定所又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか	略																
略	略																
略																	
略																	
6 申請に係る就業について、離職理由による給付制限期間中の最初の1箇月である場合に、安定所、 <u>地方公共団体</u> 又は職業紹介事業者の紹介を受けましたか	略																
略	略																
略																	

改正前	改正後
<p>た場合をいう。 (ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業(その事業により受給資格者が自立することができる)と公共職業安定所長が認めたものに限る。)を開始したことをいう。)</p> <p>2～7 略</p> <p>8 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1箇月間について該当するものを で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。 なお、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。</p> <p>様式第21号(第24条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項</p> <p>1 略</p> <p>2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証、<u>特例受給資格証又は被保険者手帳</u>を添えること。</p> <p>3～5 略</p>	<p>に記載した「就職又は就労」に該当し、かつ、安定した職業()以外に就業した場合をいう。 (ここでいう「安定した職業に就いたこと」とは、「1年を超えて引き続き雇用されることが確実であると認められる職業に就き、又は事業(その事業により受給資格者が自立することができる)と公共職業安定所長が認めたものに限る。)を開始したことをいう。)</p> <p>2～7 略</p> <p>8 6欄は、離職理由による給付制限を受けている場合には、その期間中の最初の1箇月間について該当するものを で囲むこと。この場合、申請に係る就業について、職業紹介事業者から紹介を受けて就業したものであるときには、その職業紹介事業者の名称と電話番号を記入すること。 なお、「<u>地方公共団体</u>」とは、<u>職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい</u>、「職業紹介事業者」とは、厚生労働大臣の許可を受け、又は厚生労働大臣に届出をして職業紹介事業を行う者のことをいう。</p> <p>様式第21号(第24条関係)</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p>略</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <p>注意事項</p> <p>1 略</p> <p>2 この申請書には、受給資格証、高年齢受給資格証<u>又は特例受給資格証</u>を添えること。</p> <p>3～5 略</p>

改正前	改正後
略	略

様式第22号(表)中

「 乗車(船)の場所 下車(船)の場所 」 を 「 乗車(船)の場所(出発空港) 下車(船)の場所(到着空港) 」 に、

船賃		車賃	
距離	運賃	距離	支給額
キロメートル	円	キロメートル	円

船賃		航空賃		車賃	
距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額
キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円

に改める。

様式第23号中

船賃		車賃	
距離	運賃	距離	支給額
(キロメートル)	(円)	(キロメートル)	(円)

船賃		航空賃		車賃	
距離	運賃	距離	運賃	距離	支給額
(キロメートル)	(円)	(キロメートル)	(円)	(キロメートル)	(円)

に改める。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第23号の2（第24条関係）</p> <p>（表）</p> <p>略</p> <p>（裏）</p> <p>注意事項</p> <p>1 この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する短期訓練受講費の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1箇月以内に、受講資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、任命権者に提出すること。</p> <p>2・3 略</p>	<p>様式第23号の2（第24条関係）</p> <p>（表）</p> <p>略</p> <p>（裏）</p> <p>注意事項</p> <p>1 この申請書は、教育訓練を行う者（以下「教育訓練実施者」という。）の発行する<u>求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当</u>の支給に係る教育訓練を修了したことを証明することができる書類（以下「教育訓練修了証明書」という。）に記載された受講修了日の翌日から起算して1箇月以内に、受講資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、任命権者に提出すること。</p> <p>2・3 略</p>
<p>様式第23号の3（第24条関係）</p> <p>（表）</p> <p>略</p> <p>（裏）</p> <p>注意事項</p> <p>1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間</p>	<p>様式第23号の3（第24条関係）</p> <p>（表）</p> <p>略</p> <p>（裏）</p> <p>注意事項</p> <p>1 この申請書は、失業の認定を受けようとする期間（前回の失業の認定日から今回の認定日の前日までの期間。認定対象期間</p>

改正前	改正後
<p>= 支給対象期間（<u>求職活動関係役務利用費</u>）中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（<u>求職活動関係役務利用費</u>））に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、任命権者に提出すること。ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が<u>求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）</u>支給申請書を提出する場合にあっては、当該<u>求職活動関係役務利用費</u>の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4箇月以内に行うこと。</p> <p>2・3 略</p>	<p>= 支給対象期間（<u>求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当</u>）中に、求人者との面接等をするため、又は求職活動関係役務利用費対象訓練を受講するために保育等サービスを利用した場合、その失業の認定を受ける日（認定日＝確認日（<u>求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当</u>））に、受給資格証、高年齢受給資格証又は特例受給資格証に下記の確認書類を添付して、申請者本人が、原則として、任命権者に提出すること。ただし、高年齢受給資格者、特例受給資格者の方が<u>求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書</u>を提出する場合にあっては、当該<u>求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当</u>の支給に係る保育等サービスを利用した日の翌日から起算して4箇月以内に行うこと。</p> <p>2・3 略</p>

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式第20号（表）6欄の改正規定及び同様式（裏）注意事項8の改正規定は、平成30年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に提出され、又は交付されているこの規則による改正前の佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則に規定する様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の佐賀県職員の退職手当に関する条例施行規則の様式によるものとみなす。
- 3 旧様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。